

## 資料編

# 1. 白山市中小企業振興基本条例

白山市は、日本三名山の一つである霊峰白山を仰ぎ、手取川が潤す肥沃な扇状地や日本海の豊かな自然と地域資源に生まれ、先人のたゆまぬ努力により今日の産業が築き上げられ発展してきました。

本市においては、小規模企業を含む中小企業（以下「中小企業」といいます。）が事業所の多くを占め、それらが産業の中心的な役割を担ってきました。更に本市が住みやすい、魅力あるまちになるためには、将来にわたり元気な中小企業を育てていくことが重要です。

しかしながら、近年、人口の変動や経済のグローバル化による企業間競争の激化等の著しい構造的変化に直面するほか、優秀な人材の確保や育成、企業経営者の高齢化を踏まえた事業の継承等の多くの経営課題を抱えており、本市の中小企業を取り巻く環境が大きく変化してきております。

本市の産業が持続的に成長及び発展を遂げるためには、改めて中小企業が地域経済の重要な担い手であるという認識を地域全体で共有し、中小企業の経営の安定と経営基盤の強化を図ることが必要です。

このため、中小企業の振興に向けての基本理念を明らかにするとともに、その方向性を示し、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興について基本理念等を定めることにより、中小企業の振興に関する各種支援策を総合的かつ計画的に実施し、地域経済の持続的な発展及び地域活力の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1

項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であつて、本市に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。

(2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤若しくは通学する者をいう。

(3) 経済団体 中小企業に対して支援を行う団体で、本市に事務所等を有する次に掲げるものをいう。

ア 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会

イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める団体

(4) 産学金官 中小企業、大企業、大学等の研究機関、金融機関及び行政をいう。

(5) 大企業者 中小企業者以外の会社等であつて、本市に事務所等を有するもの（金融機関を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業者が多様な事業の分野において特色のある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供するなど、地域経済の基盤を形成していることから、中小企業の振興は、次に掲げる基本理念に基づき推進するものとする。

(1) 中小企業者の自らの経営向上及び業務改善等の自主的な努力を尊重するものとする。

(2) 多様な技術及び産業基盤並びに地域資源を活用するものとする。

(3) 雇用の機会を確保するとともに、中小企業者が求める人材の育成及び確保に努めるものとする。

(4) 中小企業者、市民及び市が連携し、協力しながらそれぞれの役割を果たすものとする。

（基本施策）

第4条 本市の中小企業の振興は、国、県、市その他関係機関及び経済団体と連携を図りながら、前条の基本理念に基づき、次の施策を推進するものとする。

(1) 創業の促進及び新たな事業活動を支援する施策

- (2) 経営の安定及び経営の基盤を強化する施策
- (3) 経営革新を支援する施策
- (4) 人材の確保及び育成を支援する施策
- (5) 地域資源を活かした創造的な産業を促進する施策
- (6) 産学金官の連携及び異業種を含めた企業間の連携による事業の共同化を促進する施策
- (7) 資金調達の円滑化の促進を図るための施策
- (8) 企業立地を促進する施策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の基本理念の実現に資するために必要な施策

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、中小企業をはじめとした産学金官及び経済団体との連携を図り、効果的に施策を実施するものとする。

(中小企業者の責務)

第6条 中小企業者は、経済的社会的な環境の変化に即応するため、中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新、経営基盤の強化等に努めるとともに、事業活動を行うに当たっては、地域との調和を図るほか、市民が安全に安心して生活を営むことができるよう配慮するものとする。

2 中小企業者は、自らが地域社会を支える主体であることを認識し、必要な雇用環境の整備及び人材の育成に努めるものとする。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業者の経営の向上のための支援に取り組むとともに、市が実施する中小企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、地域の雇用を生み出し、地域社会の活性化及び市民生活の向上に寄与している中小企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業者と連携した事業の機会を創出し、かつ、市が実施する中小企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、中小企業者が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。